

共通特記仕様書^(R7.8.15以降に入札公告を行う工事から適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。＜目次＞

第1	建設副産物について	2
第2	足場工について	2
第3	深礎杭内部での作業について（深礎杭を施工する工事）	2
第4	かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について	2
第5	工事現場における標示板（工事看板等）について	2
第6	監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について	3
第7	県内開発建設技術の優先使用について	3
第8	労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について	4
第9	自治会等への説明について	4
第10	工事の下請負について（共通仕様書 1-1-1-9）	4
第11	労働環境等の改善について（共通仕様書 1-1-1-24 6）	5
第12	法定外の労災保険の付保について	5
第13	工事関係提出書類の様式について	5
第14	快適トイレについて	5
第15	工事関係提出書類における押印の省略について	6
第16	熱中症対策に資する現場管理費補正について	6
第17	熱中症対策・防寒対策に資する共通仮設費（現場環境改善費）について	7
第18	3次元計測技術の活用について	7
第19	オンライン電子納品について	7
第20	主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について	8
第21	再生資源利用（促進）計画の内容説明及び現場掲示について	8
第22	受領書の交付について	8
第23	再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項について	9
第24	建設発生土の運搬を行う者に対する通知について	9
第25	建設現場一斉閉所の取組について	9
第26	工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	10
第27	県内調達について（共通仕様書 1-1-2-5）	10
第28	建設工事におけるウィークリースタンスなどの推進について	11
第29	極めて小規模な工種における品質試験について	11
第30	建設工事事故発生時の対応について	12
第31	石綿使用の有無	12

第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書 1-1-1-19、1-1-2-10)

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事については、受注者は「建設副産物情報交換システム」に入力するものとしているが、2025年5月以降は、これまでの「建設副産物情報交換システム」と「建設発生土情報交換システム」が一体化した、新しい情報サービスである「コブリス・プラス」に入力するものとする。

○コブリス・プラス HP <https://fkplus.jacic.or.jp/>

○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事

- ・建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の工事
- ・建設発生土、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する工事
- ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する工事

第2 足場工について

受注者は、足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）」に基づき、足場からの墜落事故防止に努めるものとする。

第3 深礎杭内部での作業について

- 1 受注者は、本工事の深礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 受注者は、深礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備（安全施設）を必ず設置する。

第4 かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について

かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は〔JIS A 5006（割ぐり石）〕の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。

また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第5 工事現場における標示板（工事看板等）について

- 1 受注者は、工事現場における標示板（工事看板等）については、木材を利用した製品の使用に努めること。
- 2 使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とする。

第6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について

(土木工事共通仕様書 1-1-2-18)

工事の施工にあたり、監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や受注者からの質問に対する監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の事務及び技術の副部長等が受注者の相談窓口となる。

第7 県内開発建設技術の優先使用について

(土木工事共通仕様書 1-1-2-6 一部改定)

1. 一般事項

工事に使用する製品・工法は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、和歌山県土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

なお、上記の条件を満たすものが県内開発建設技術で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。

ここでいう県内開発建設技術とは、「県内開発建設技術登録制度実施要綱」及び「県内開発建設技術登録制度運用細目」に基づき登録されたものをいう。

2. 調達

受注者は、製品・工法の調達に際し、県内開発建設技術の優先使用に努めるものとする。

3. 県内開発建設技術の定義

- 1) 県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発され、次のいずれかの公的機関等で登録又は証明された建設工事に係る製品・工法をいう。国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法
(過去に、NETISに登録されたものを含む)
- 2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

4. 協議

受注者は、県内開発建設技術を使用する場合、事前に協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者の承諾を得て使用する。

ただし、県内開発建設技術の使用に伴う変更は、設計変更（増額変更）の対象としない。

第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署からは是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第9 自治会等への説明について

- (1) 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- (2) 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するからという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所に近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- (3) 上記(1)、(2)に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。

第10 工事の下請負について

(土木工事共通仕様書 1-1-1-9)

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格を有しない者であるときは、和歌山県から不等要求行為等を行ったとして認められた期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

第11 労働環境等の改善について

(土木工事共通仕様書 1-1-1-24 6)

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

第12 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第54条第2項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを発注者に提示すること。

第13 工事関係提出書類の様式について

工事関係提出書類の様式については、情報共有システム（ASP方式）を活用するなど、建設業の働き方改革に資する場合にあっては、受注者は、監督員の承諾を得た上で土木請負工事必携掲載の様式によらないことができる。

第14 快適トイレについて（単価契約による工事を除く）

本工事は、快適トイレを設置する試行工事の対象とする。

実施にあたっては、「快適トイレを設置する試行工事実施要領」に基づき行う。

○快適トイレを設置する試行工事実施要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>

第15 工事関係提出書類における押印の省略について

以下の提出書類については押印を省略することができるものとする。

【押印を省略することができる書類】

別記第5号様式 工程表
別記第7号様式 下請負（委任）通知書
別記第8号様式 現場代理人等通知書
別記第9号様式 現場代理人等変更通知書
別記第10号様式 工期延長請求書
別記第11号様式 損害発生通知書
別記第12号様式 完成通知書
別記第14号様式 請負代金請求書
別記第15号様式 前払金請求書
別記第16号様式 中間前払請求書
別記第17号様式 既済部分検査請求書
別記第18号様式 指定部分完成通知書
事故発生報告書（様式第1号）
工事材料確認書（様式第7号）
材料品質証明資料（様式第8号）
レディーミクストコンクリートに関する調達調書（様式11-1）
調達調書（様式4-1）
窓口責任者報告書（様式9-1）
不当要求対応マニュアル講習受講申込書（様式9-2）
電子媒体内容証明書

【参考：押印が必要な書類】

別記第13号様式 引渡書
別記第19号様式 指定部分引渡書
工事打合簿（様式第2号）

第16 熱中症対策に資する現場管理費補正について（主たる工種が屋内作業である工事、単価契約による工事及び営繕工事を除く）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行工事の対象とする。

（この現場管理費補正は、作業員個人に対する熱中症対策費用とする）

実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行う。

○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hyperthermia/d00208000.html>

第17 熱中症対策・防寒対策に資する共通仮設費（現場環境改善費）について（単価契約による工事及び営繕工事を除く）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、妥当性を確認の上、変更時に積み上げ計上を行うので、受注者は熱中症対策・防寒対策を実施するまでに、具体的な内容、実施時期及び費用を発注者に提出するものとする。

なお、積み上げ計上できる額は、第16の現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上できる額の50%を上限とする。

港湾・漁港・海岸事業（主たる工種が土木工事標準積算基準書に基づかないもの）は、「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）」のとおりとする。

○熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/d00220644.html>

第18 3次元計測技術の活用について

受注者は ICT 活用工事の対象であるかどうかにかかわらず、出来形関係図書の作成にあたり、3次元計測技術を活用できるものとする。

なお、3次元計測技術を活用する場合は、国土交通省制定の最新の基準類に準拠するものとし、あらかじめ監督員と協議の上、活用する工種、技術名、適用基準等を明記すること。

また、上記により3次元計測技術を活用する場合、従来手法との二重管理は、別途費用を計上して実施する場合を除き原則不要とする。

○「ICTの全面的活用」を実施する上での要領関係等（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第19 オンライン電子納品について

受注者は、電子納品運用ガイドラインに基づき提出する電子媒体については、電子媒体2部にかえて「和歌山県県土整備データ共有プラットフォーム」にオンラインで納品するものとする。

納品方法については、下記を参照

県土整備データ共有プラットフォーム操作説明書（受注者向け）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/calsec/index_d/fil/PF-manual-R0501v2.pdf

操作説明書（受注者向け）BOXへのログイン

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/calsec/index_d/fil/PF-manual-BOX.pdf

第20 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

(土木工事共通仕様書 1-1-2-12 一部改定)

主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の開札日以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。

適用対象

専任で主任技術者等を設置しなければならない請負代金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で県から直接請け負う建設業者の、主任技術者等を対象とする。

第21 再生資源利用（促進）計画の内容説明及び現場掲示について

(請負代金額 100 万円以上の工事)

再生資源利用（促進）計画の提出にあたり監督員に内容を説明するとともに公衆の見えやすい場所に掲げること。

第22 受領書の交付について

(土砂を搬入する場合)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。

(土砂を搬出する場合)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出すること。

○受領書（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第23 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った「土壤汚染対策法」等の手続き状況や、搬出先が「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場であること、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」（和歌山県は令和7年度以降に施行予定）や「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（土砂条例）」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認すること。

また、確認結果票は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げること。

○確認結果票（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第24 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第20条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第22条 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知すること。

第25 建設現場一斉閉所の取組について

（原則、すべての工事が対象。ただし、単価契約工事、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事（緊急の必要による随意契約工事）等を除く）

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する建設現場一斉閉所（下記参照）の取組みについて、当該工事においても協力するものとする。また、監督員からの求めに応じ、実施状況等を監督員に速やかに報告するものとする。

記

実施日	毎月第2・第4土曜日
その他	毎月第2・第4土曜日が現場閉所できない場合でも ペナルティはなし

第26 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象※が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知（別紙様式）すること。

※国土交通省令で定める事象

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

第27 県内調達について

（土木工事共通仕様書1-1-2-5 一部改定）

- 1 受注者は、下請負金額及び下請次数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 受注者は、建設資材の調達に際し、県産品建設資材、県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。

- （1）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- （2）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- （3）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- （4）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは県産品建設資材で調達できないものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものをいう。

- 3 受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式4-1）を提出しなければならない。
 - （1）県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結（2次下請以降も全て）。
 - （2）仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）に『県産品』と明記された建設資材に県産品建設資材以外を使用。
- 4 建設資材の選定にあたっては、「けんさんびん登録台帳」「けんさんびん登録予定資材台帳」及び「和歌山県認定リサイクル製品リスト」を参考にすること。また、総合評価落札方式における評価項目で県産品建設資材や県産認定リサイクル製品の使用を提案している場合等において、市場流通の影響等、真にやむをえない理由により県産品建設資材の入手が困難となった場合は、入手困難であることが証明できる書類を添付の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。

第28 建設工事におけるウィークリースタンスなどの推進について

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者が互いに以下の事項に留意し、受発注者間相互で確認・共有すること。

1. 対象工事

すべての建設工事（ただし、災害など臨時に対応する必要がある工事を除く。）

2. 留意事項

留意事項は次のとおりとし、工事の初回打合せ時において受発注者間で確認・共有すること。

＜ウィークリースタンス＞

- （1）休日明け日（月曜日等）を工事書類などの作成等の期限日にしない
- （2）勤務時間外に工事書類などの作成等を依頼しない
- （3）作業内容に見合った作業期間を確保する
- （4）昼休みや午後5時以降に打合せや立会を行わない
- （5）工事施工中の打合せはWeb会議も活用する

その他、取組が困難な場合の対応については、別途協議のうえ決定する

＜ワンデーレスポンス＞

受注者からの協議などに対して、「その日のうち」に回答、またその日のうちに回答が困難な場合は「その日のうち」に回答期限を連絡する

第29 極めて小規模な工種における品質試験について

（土木工事施工管理基準）

極めて小規模な工種については、土木工事施工管理基準の品質管理に示される試験内容を、監督員と協議の上、次のとおりとすることができるものとする。

○当該工種が主たる工種でない場合における

「アスファルト舗装」、「下層路盤」、「上層路盤」の「現場密度の測定」について

100m²未満：省略

100m²以上500m²未満：1孔

○当該工種が主要な工種でない場合における

「河川土工」、「海岸土工」、「砂防土工」、「道路土工」の「現場密度の測定」について

100m³未満：省略

100m³以上500m³未満：砂置換法または突砂法の場合は1孔

：RI計法の場合は5点

：TS・GNSSを用いた管理技術による施工の場合は「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による

第30 建設工事故に関する対応について

施工計画書における「緊急時の体制及び対応」について、発注機関の公用携帯番号等を連絡体制図に夜間・休日の連絡先として記載すること。

建設工事故（公衆災害、労働災害（熱中症含む）、もらい事故）が発生した場合は、応急措置及び二次災害防止等の安全確保をおこなうとともに、夜間・休日に関係なく、直ちに監督員に連絡すること。

なお、所轄の警察署及び労働基準監督署にも速やかに連絡すること。

第31 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、和歌山県知事（和歌山市においては和歌山市 市民環境局 環境部 環境政策課）に届出を行わなければならない。

なお、令和8年1月1日以降着工の工事箇所から工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが義務づけられます。